

令和4年舟形町議会
第1回臨時会会議録

舟形町議会

令和4年舟形町議会第1回臨時会会議録

招集年月日 令和4年1月21日

招集の場所 舟形町議会議場

開 会 1月26日 午前10時00分

応招議員(10名)

1番 叶内昌樹

6番 斎藤好彦

2番 荒澤広光

7番 佐藤広幸

3番 伊藤欽一

8番 叶内富夫

4番 小国浩文

9番 奥山謙三

5番 石山和春

10番 八畝太

不応招議員(なし)

令和4年1月26日（水曜日）

第1回舟形町議会臨時会会議録

（第1日目）

令和4年舟形町議会第1回臨時会

令和4年1月26日（水）

出席委員（10名）

1番 叶内昌樹	6番 斎藤好彦
2番 荒澤広光	7番 佐藤広幸
3番 伊藤欽一	8番 叶内富夫
4番 小国浩文	9番 奥山謙三
5番 石山和春	10番 八畝太

欠席委員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため議場（会議）に出席した者の職氏名

町長	森富広	地域整備課長	伊藤秀樹
副町長	菅原正春	農業振興課長 兼農業委員会事務局長	斎藤雅博
会計管理者	須貝孝子	総務課財政主査	佐藤拓
総務課長 兼選挙管理委員会書記長	小野芳喜	デジタルファースト推進室長	沼澤一征
まちづくり課長	曾根田健	教育長	伊藤幸一
健康福祉課長	沼澤伸一	教育課長	鍛冶紀邦
住民税務課長	伊藤茂樹	監査事務局長	相馬広志
地域強靱化対策室長	伊藤英一		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 相馬広志 主 任 伊藤 優

議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 諸般の報告
日程第 4 議員派遣の報告
日程第 5 町長挨拶
日程第 6 報告第1号 令和2年度（繰越）舟形若あゆ温泉清流センター改修工事（機械設

備) 請負契約の一部変更についての専決処分の報告について

日程第 7 報告第 2 号 令和 2 年度 (繰越) 太折地区避難道路整備工事 (第 2 工区) 請負契約の一部変更についての専決処分の報告について

日程第 8 承認第 1 号 令和 3 年度舟形町一般会計補正予算 (第 6 号) の専決処分の承認について

日程第 9 議案第 1 号 令和 3 年度舟形町一般会計補正予算 (第 7 号) について

日程第 10 議員派遣の件

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前9時59分 開会

議長 ただいまの出席議員数10名です。定足数に達しております。ただいまから令和4年第1回臨時会を開会いたします。
直ちに会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長が指名をします。5番石山和春議員、9番奥山謙三議員の両名を指名いたします。

日程第2 会期の決定

議長 日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

会期の発言は、斎藤議会運営委員長よりお願いいたします。

6番 本日開催されました議会運営委員会におきまして、本臨時会の会期につきましては本日1日限りとすることに決定しましたので、ご報告申し上げます。

議長 お諮りいたします。本臨時会の会期は、斎藤議会運営委員長報告のとおり本日1日限りと決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りとすることに決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

日程第4 議員派遣の報告

議長 日程第3 諸般の報告については議案書掲載のとおりです。

日程第4 議員派遣の報告についても議案書掲載のとおりですので、朗読は省略いたします。

日程第5 町長挨拶

議長 日程第5 町長挨拶をお受けいたします。

町長 おはようございます。

本日は、令和4年第1回舟形町議会臨時会を招集しましたところ、議員各位におかれましては時節柄何かとお忙しい中ご出席賜りまして、誠にありがとうございます。

町では舟形地区等で1メートル50センチ、西又地区で2メートルを超えた場合に豪雪対策本部を設置することとなっておりますが、1月19日の積雪深が野地区で145センチ、舟形地区138センチ、西又地区173センチ、松橋地区2メートル35センチという状況と、19日以降の降

雪予報を基に設置基準を超えると判断し、1月19日に豪雪対策本部を設置したところであります。その後、豪雪対策本部設置の効果なのか穏やかな天候となり、本日の積雪の状況は、野で1メートル28センチ、長沢で1メートル28センチ、舟形で1メートル28センチ、西又で1メートル52センチ、松橋で2メートル15センチであります。しかしながら、昨年度の積雪のピークは2月18日でありましたので、引き続きチラシや防災無線で豪雪による除雪事故や農業被害防止の注意喚起を実施してまいります。なお、現在のところ対策本部に人的、建物、農業関係の被害報告は入ってございません。

また、昨日、山形県が新型コロナウイルス感染症感染者急増を受けまして、まん延防止等重点措置の適用を受けました。地域は山形市と庄内全域となりましたが、町としてもさらなる感染予防に努めるとともに、3回目のワクチン接種を2月5日から開始し、町民の安心につなげてまいりたいと思います。なお、5歳から11歳までの児童のワクチン接種についても、国、県から接種方法等ワクチンの供給計画が示されれば、速やかに実施してまいります。

さて、本臨時会に提案します案件は、工事の請負契約の一部変更についての専決処分の承認が2件、一般会計補正予算の専決処分の承認が1件、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のうち、令和3年度執行する予算及び豪雪による除排雪経費増に伴う一般会計補正予算1件でございます。

提出いたしました議案について、よろしくご審議の上ご決議賜りますようお願い申し上げます。よろしくお願いを申し上げます。

日程第6 報告第1号 令和2年度（繰越）舟形若あゆ温泉清流センター改修工事（機械設備） 請負契約の一部変更についての専決処分の報告について

議長 日程第6 報告第1号 令和2年度（繰越）舟形若あゆ温泉清流センター改修工事（機械設備）請負契約の一部変更についての専決処分の報告についてを議題といたします。提案者の説明を求めます。

まちづくり課長 （朗読、説明省略）

議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

6番 60万円ほど増額になってございますが、なぜ増額になったのか、そのあたりをお伺いしたいと思います。

まちづくり課長 これは建設しております新機械室に係る雨水配管工事の追加による増額となっております。

6番 工事の内容がよく分からないのですけれども、その工事というのは当初予定していなかったといいますか、突如工事が必要になったということなんでしょうか。

まちづくり課長 もともとの温泉建屋のほうの雨水の配管がもともとあったんですが、それに接

続する工事が当初入っていなかったというふうなことになります。

6番 追加工事ということでございますが、今温泉は休業してございます。町民の方々が大変入れなくて困っている状況でございますが、今回のこの追加工事に伴って、2月7日でしたか、その期間が変更になるのか、短縮になるのか延長になるのか、そのあたりをお伺いします。

まちづくり課長 現在、休館させていただいております。9月の議会においてお話しさせていただきました状況では、1か月近い休館が必要だというふうなことで、議会において休館をできるだけしないように検討してくれというようなご意見をいただいて、その後、工程会議を何度も繰り返す中で工程作業の見直し等々何回も行った中で、何とか3週間、詰めても3週間、休業はどうしてもいただかなきゃいけないという状況になったものでございます。それで、最終の工事の休館の最後の日を2月7日というふうにご設定させていただいております。それで8日からは休館を終えて営業を開始したいというふうな方向で臨んでいる内容でございます。（「質問は、これを増工したことで休館の日は変わらないのかということ」声あり）

申し訳ございません。この増工したことによって休館の日程が変わるといようなことはありません。

2番 私もこの63万3,000円ほど増額の今の内容だったんですけども、これは当初の見積りの段階ですけれども、この雨水の配管ですか、それは見込まれていなかったのか、業者さんが落としてしまったのか、その辺分かれば教えてください。

まちづくり課長 もともとあった既存の温泉施設からの雨水の配管があったわけなんですけど、そこへの接続については当初見込まれてあったんですけど、既存の配管が現在新しく建てる建屋の下のほうを通っているということが判明しまして、接続の工事が増額になったということでもあります。ですので、当初のほうには新しく建てる建屋の下に既存の排水管が通っているということが抜けていたものです。

2番 見積り段階での見逃しというふうな認識でよろしいですか。もう一回確認をお願いします。

まちづくり課長 見積りの段階で確認されていなかったと。相すみません、設計の段階でちょっと確認が漏れていたというふうな内容になっております。

2番 設計の段階で見落としというふうなことだったので、見積りの段階での見落としではなかったのでしょうかないかなと私は今思ったのですけれども、その辺、見積り段階での見落としだったら業者さんの持ち出しで何とかしてもらえればなと思って今質問したところでした。以上です。

議長 ほかにありませんか。

4番 今と同じことで、ちょっと説明。設計ミスと、設計に入っていなかったということは、もうその時点で設計、積算が全然合っていなかったという認識でよろしいのでしょうか。

町長 建築の設計屋さんでございますので、従来の建築の設計図面の基に、今回増設する機械設

備の建屋工事等を設計したのでございますけれども、その敷地内にある雨水の既存の排水管等についての配慮が足りなかったと。私から申し上げれば現地踏査が足りないんだらうというふうに思っているところでございます。そういったことを、設計屋さんのほうにも今後注意して、図面だけでなくてしっかり現場を見て、その上で設計をしていただくように注意をしたところでございます。

4番 町長が言ったことは分かります。やはり設計ミスなんですから、その設計屋さんが今後また町の設計を担うとすれば、きちっと注意して、今後そういうことの起きないように対策を講じていかなければならないと思いますので、よろしくお願いします。答弁は要りません。

議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

報告第1号については、地方自治法第180条第2項の規定による報告であります。

以上で報告を終わります。ご了承願います。

日程第7 報告第2号 令和2年度（繰越）太折地区避難道路整備工事（第2工区）請負契約の一部変更についての専決処分の報告について

議長 日程第7 報告第2号 令和2年度（繰越）太折地区避難道路整備工事（第2工区）請負契約の一部変更についての専決処分の報告についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。

地域強靱化対策室長 （朗読、説明省略）

議長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

7番 これも同じく増額の内容について質問いたします。

地域強靱化対策室長 理由につきましては、のり面の安定の部分で当初わら芝を使っていたんですけれども、そちらのほうを繊維ネットという形で、材料を変更したという内容になっております。以上です。

7番 ちょっと専門的なことは分からないので、その材料の変更の理由について。だから、今2つの材料の名前が出てきましたけれども、新しくした材料にすることによってどういうことの効果を得られるのか、答弁をお願いします。

地域強靱化対策室長 盛土ののり面の部分なんですけれども、そちらのほうを安定させるためという中身で、当初は通常使っているのがわら芝になります。それを、業者さんのほうでその部分の土質調査をしまして、わら芝だと安定しないということで、繊維ネットを使った形で施工させていただきという中身になっております。

町長 若干補足させていただきますと、わら芝というのは、わらの中に植物の種子等が入ってお

りまして、それをのり面に張ることによってのり面の崩壊を防ぐような、そこから芽が出てのり面が草で覆われるというふうなものなのですが、それよりも先ほど言いました繊維ネットというものについては、さらに肥料等も含まれて植生能力が強いというふうなことで、のり面がさらに植生というか、草が生えるものが多くなることでのり面が守られるというふうなことで、盛土した土質の状況を見て判断して、そういうふうに変更したというふうなことだと思います。

議長 ほかにありませんか。

2番 この避難道路ですけれども、令和4年3月末が工期だったと思うんですけれども、今現在の進捗状況について質問いたします。

地域強靱化対策室長 現在のところ、2工区、丸充建設さんで施工している部分なんですけれども、場所のほうは新しく盛土をして道路を造った部分になります。そちらのほうは完成して、12月中に現場のほうは終了している一步手前です。

あとは1工区のほうなんですけれども、そちらのほうは路盤工の上層部分と下層路盤がまだで、あとは舗装の部分も1工区のほうに入っていますので、そちらのほうは2月10日から除雪が入りまして、3月中旬くらいで一応現場のほうは終わらせるという中身で考えております。以上です。

2番 すみません、確認です。2工区が完成で、1工区が3月の中旬頃で完成というふうな認識でよろしいですか。

地域強靱化対策室長 そのとおりです。

議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

報告第2号については、地方自治法第180条第2項の規定による報告であります。

以上で報告を終わります。ご了承願います。

日程第8 承認第1号 令和3年度舟形町一般会計補正予算(第6号)の専決処分の承認について

議長 日程第8 承認第1号 令和3年度舟形町一般会計補正予算(第6号)の専決処分の承認についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

総務課財政主査 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

6番 それでは、14ページ、15ページでございますが、2番目の非課税世帯に対する給付金の関係でございますが、歳入で国庫補助6,733万2,000円、この補助金のうち事務費補助金という

のが273万2,000円、歳入に入っています。この15ページの内訳を見ると、給付金6,460万円はよろしいんですが、そのほかの事務費をトータルしますと280万7,000円になります。この差額というのは、もともと国に申請して削られたのか、それとも補助対象外がここに入っているのか、そのあたりの差額についてお伺いします。

健康福祉課長 補助金額よりも多くなっているという部分につきましては、補助金額を全額使うために単費を幾分かそれぞれ事務費のほうにつけているという形になってございます。以上です。

6番 ちょっと意味が分からないんですけども。差額7万5,000円ございますよね。その分というのは、じゃあ逆にこの事務費の各項目がありますが、細かくそれぞれ振り分けになっているんですか。補助対象外というのではなくて、何と言えいいのかな、質問の仕方もまずいんですけども、7万5,000円についてはどういうふうに考えればいいのか、もう一度財政係長をお願いします。

総務課財政係長 ただいまの質問にお答えいたします。

国からの補助金については、全額国費で見るとということで事務費のほうについても通知が来ておりますけれども、来た金額を全額使い切るためには予算を余裕を持って編成しておいて、その分で実際に使った金額を国庫のほうから頂くということになります。きちり予算を組んでしまいますと、使い切るための財源がなくなってしまいます。例えば消耗品で9万9,800円とか端数が出る、どうしても執行額に端数が出てしまいます。ただし、国庫の補助金については大抵が千円単位となっておりますので、その端数の部分もしっかり執行できるように一財のほうをつけておると。

あとは今回については、補正予算の編成上、単位のほうを十万円単位として計上するというような慣例にございますので、そちらの分も合わせて7万5,000円を十万円単位に、総補正額を十万円単位に丸めるために、こちらのほうにも一般財源を充てて予算措置をしていることになっております。

6番 ちょっとよく分からないんですけども。そうしますと、15ページに各項目細かいのがございます。先ほど申し上げましたこれをトータルすると280万7,000円あります。要はこの事業を起こすには、事務費として280万7,000円が必要だったということ、逆に言うと。違うのかい。町長笑っているけれども。273万2,000円を申請して満額もらったけれども、それ以上もったかかる、273万2,000円を満額使わなくちゃいけない、ですよね。では申請額というのは幾らなんですか、そうしますと。273万2,000円なんですか。満額使わなくちゃいけないということであれば、280万7,000円を積算して申請する必要があるのではないのでしょうか。ちょっとそのあたり、予算の仕組みがよく分からないんですけども。

町長 財政係長が2つの項目についてお話ししたのでちょっと複雑になったかなというふうに思

うんですが、273万2,000円につきましては国から示された事務費の金額でございます。これを町としては全額使いたいというふうなことで、そのためには、例えば10万円の消耗品費を使おうとすれば、消費税もございますので、それをうまく使うためには10万と1,000円とかというふうに端数の部分をつけておかないと、その973万2,000円を各報酬から11番の役務費まで予算項目をつけております。それ、事務費を国から示された273万2,000円で組んでしまいますと、先ほど言ったとおり、消費税であったり、それぞれの単価がございますので、それを満額使い切れないというふうなことになりますので、それを避けるために一財をつけてやっている状況であります。それがございまして、それぞれ7万5,000円分を報酬から11の役務費までの間で調整しながら満額使い切るために、予備的な予算を執行するためではなくて、事務費を100%使い切るためにはそういう余裕がないと使い切れないというふうなことがありますので、そのために7万5,000円を上乗せしてつけていると。このことについては、ほかの補助事業についても必ず、例えば1,000万円の補助事業があるにしても、そこに例えば1,010万円とか、そういった一般財源をつけてやらないとその補助事業が完成しないというふうなことになりますので、町としては今までも補助事業の場合については一般財源をつけて予算化しているところが慣例であります。

先ほど財政係長が言った十万円単位とかというものについては、予算書を調整する上でそういうふうな十万円単位に整えるというような慣例がございまして、そういうふうになっているというふうなことを2番目の説明で申し上げているところでございます。

議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより承認第1号を採決いたします。承認第1号を原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数です。よって、承認第1号は原案のとおり承認されました。

日程第9 議案第1号 令和3年度舟形町一般会計補正予算(第7号)について

議長 日程第9 議案第1号 令和3年度舟形町一般会計補正予算(第7号)についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

総務課財政主査 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。なお、質疑は歳入歳出一括で質疑を行います。質疑ありませんか。

6番 14ページ、15ページです。全て除雪委託料です。箇所名は全て分かりますけれども、15ページの財産管理費、除雪委託料33万円ございます。財産管理費事業ということで箇所名が分からないのですが、これはどこの除雪をする委託料なんでしょうか。

総務課長 財産管理費事業に計上しました除雪委託料33万円の場所でございますけれども、役場庁舎の周辺の駐車場、それから星川クリーニング屋さんの脇にある駐車場、それからJAの倉庫の脇にある職員駐車場、それから役場庁舎、本庁舎、第二庁舎、屋根等の除雪というふうな箇所でございます。

議長 いいですか。ほかにありませんか。

9番 14ページです。内容についてお聞きしますけれども、2款1項22目新型コロナウイルス感染症対策費1,309万円。一般財源を減額し、特定財源、国庫支出金というようなことで科目の変更の内容でありますけれども、この内容についてお聞きしたいと思います。

総務課長 この財源の補正でございますが、これは1月5日、専決で計上いたしました生活応援商品券給付事業に計上しています予算の臨時交付金分の充当分1,309万円を財源の充当替えをするというふうなものでございます。

9番 分かりましたが、ちょっと私の期待しているのが子育て支援の10万円分の科目変更なのかなというようにところで聞いたかったわけでありましてけれども、そうではないようでありますので、大変申し訳ありませんけれども、今、国で問題になっております子育て10万円分について、離婚等によって直接子供の支援につながっていないというふうなケースがあるようでもありますけれども、当舟形町についてはこのようなケースがあるのかなのかだけ、お願いしたいと思います。

健康福祉課長 ただいまの質問にお答えしたいと思います。

この子育て特別給付金の支給に当たりまして、こちらのほうで調査いたしましたところ、そういう離婚によって給付金がもらえないという家庭についてはないというふうに把握してございます。以上です。

2番 先日、12月ですけれども、総務文教常任委員会で舟形小学校PTAの三役の役員の方々と意見交換を行いました。その中で、PTAの方から雪に関してですけれども、小学校とほほえみ保育園の辺りに除雪して堆積された雪があつて、お父さん、お母さん方が夕方、朝、お迎えとか送りに来たときにどうも見づらいので何とかしてほしいというふうな意見があつたんですけれども、それは排雪する基準とかがあるのかどうなのかちょっと教えていただきたいと思ひます。

地域整備課長 公共施設の排雪関係については基準はありません。状況をその都度確認しつつ排

雪するような状況でございます。

ただ、排雪費については削減という目標を掲げておりますので、できるだけ解かすという方向で今のところは進めている状況でございます。

2番 その積まれた雪の山ですけれども、これは単なる山だけで、子供たちが遊び場になっているというふうな現状はないのでしょうか。すみません、それだけ質問させていただきます。

教育課長 駐車場のほうに除雪のために山にしている部分につきましては、そこで子供たちが遊んでいるというような状況は確認しておりません。学校のほうでも、そこで遊んでいたりと指導が入ると思いますので、そういったことはないと思います。

保育所の中の園庭のほうには雪遊び用にわざと雪を積むという場合はございますけれども、駐車場のほうではそこで遊ぶということはないと思っております。以上です。

2番 やはり、排雪イコールお金のかかる仕事になってしまいますけれども、PTA、保護者の方からもそういうふうな声がありますので、少し見通しのいい雪の山じゃないですけれども、少し工夫をしてよろしくお願ひしたいと思ひます。特別、答弁は必要ありません。よろしくお願ひします。

議長 ほかにありませんか。

7番 それでは、18ページの土木費、道路橋梁費の中の町道除雪業務委託料ということで、町道全般にわたる委託料の増を見込んでいるということだと思ひますけれども、それに関連しますけれども、この舟形本町通り、つまり、私の家から第一の南さんの家辺りまでの本町通りの除雪体制についてお伺ひします。この考え方についてお伺ひします。大変流雪溝の整備が進められて非常に流れがよくなって大変ありがたいという声が聞かれております。その中で、新たな問題として、空き地、空き家が多くなっているものですから、その前にだけドーザーで除雪するわけですけれども、山積みになるわけです。そうすると、その隣の家に住んでいたとしても、その空き地、空き家の分まではその方は除雪をしないということで、空き地、空き家の家の前の町道の雪がだんだん堆積してくると。これは今問題として始まり始めている問題なんですけれども、そういった形でだんだん積み上げられていく雪が多くなりますと、将来的には沖の原のような感じの県道のような道路になっていくわけですけれども、そういったことに対しての町の除雪に対してこういった道路橋梁対策費の中の町道除雪費、これ対応策というのは検討してくださっているものなのかどうか質問いたします。

地域整備課長 本町通りの空き地、空き家部分の機械除雪ということになりますけれども、現時点では道路通行に支障がないような形で、道路通行できるようにという形で除雪しているところではあるんですけれども、実際、空き地部分、空き家部分について堆積しているという状況の中でそこをどうするかというのは、今のところは検討しておりません。今後、道路通行に支障が出るような状況になりましたら、上司、関係機関と相談しつつ、現場をパトロー

ルしながら進めてまいりたいと思います。以上です。

7番 今現在、出始めているのが、個人の名前を言うとあれですけども、その河合さんの家の角のところが大分雪が降ると積もってきて、左折するときの見通しがまず悪くなったりするわけですけども、あと新しくできた第2とか第3のアパートのところですね。そこに雪がだんだん積もってきて、誰もその町道側は除雪しないという。しないというのか、例えばそれを共助でやる方法もあると思うんですけども、それならそういうルールづくりもしていこうという町の考えがあるんだったら住民としては協力をしていかなざるを得ないんだろうなというふうな思いもありますけれども、やはり、今後この出始めているそういう空き地、空き家、あるいは誰が除雪、町道の部分の堆積部分を、たとえ流雪溝があったとしても誰がその流雪溝まで流すんでしょうかという、そういう部分が少し出始めているようですので、そういった部分の考え方の整理を今後していってもらいたいなというふうに思います。ということで、今この予算の中ではそういった対策はこの中には入っていないという考えでよろしいのでしょうか。

町長 今、舟形本町の舟形1号線の例が佐藤議員のほうからありましたが、やはり前から申し上げているとおり、除雪等については自助・共助・公助というふうな部分で考えております。そういった町道の部分について、まず通行に支障がないようなことが大原則でございまして、きめ細やかなという部分はございますけれども、やはり、そういったことについてまずは町内会のほうで共助の中で行っていただくのが筋かなと。そこでもやはり高齢化等によって誰もする人がいないというふうなことになるかと思えます。基本原則は自助・共助・公助というこの順番でいくというふうなことで町としては考えておりますので、今後ともそのようにしていただきたいというふうに思います。ほかの集落においても、同様なことはあるわけでございますので、そういったことも踏まえまして、ぜひ地域の力というふうなものを存分に発揮していただいて、それでもできなくなった場合について、公助というふうな形にさせていただきますのでよろしくお願いを申し上げたいと思います。

議長 ほかにありませんか。

1番 ただいまと同じ18ページの土木費の除雪対応についてですけども、先ほど佐藤議員のほうからも本町通りという話がありますけれども、本町に限らず、やはりほかの地区、水路がないところとかあるところの対応は違ってくると思いますけれども、それぞれの箇所町内会だったりとかの意見も吸い上げながら、やはりこの自助・公助とかという話は分かるんですけども、本町で今出ている話としては、高齢化が進む中で数年前までは若かったのも何ともなかったと。ただ、最近自分も年を取ってきて、自分のうちの雪を側溝に捨てる部分は仕方ないなという話をしながら、ただ、年を取りながら道路の雪をまずサイドに寄せられてしまうと、やはり年のせいもあるのかだんだん苦痛になってきたという話が聞こえてきます。

それで、大変水路があって助かっている部分はありますけれども、その水路がある人たちは、水路費を払って、わざわざお金を払って捨てている状況がありますけれども、そこにやはり道路の排雪の部分まで捨てるということになると、お金を払ってまで水を供給してもらっているほかに、こうやって負担もかかるようなことの話が聞こえてきますけれども、今、町長が言われたとおり、検討する機会があればちょっと話も聞いてほしいなと思いますけれども、その点について今後どう考えているかお聞かせください。

町長 おっしゃられることも十分理解できるんですが、やはり、まずはその流雪溝の負担金については私どもも洲崎町内会でも負担しておりますけれども、まずはやはりほかの流雪溝のない地域に比べて雪処理にかかる労力とか経費とか恩恵を被っているのであって、そのための流雪溝を維持保全していくための経費だというふうなことで、これは出すのは当然だというふうに思っております。

一方で、町道の部分の雪までというふうなことなんですが、町道を除雪しなければ歩けないわけですから、やはり、考え方的にはきちんと公共的な町道の除雪があって、さらに自分の宅地内であったりとか、そういった玄関先の除雪に伴っての雪を投げられる、そういった流雪溝があるということについては、非常にそこは恩恵を受けている地域だというふうなことになるかと思えます。したがって、町道の邪魔な余計なものを我々が片づけているんだという考え方ではなくて、そもそもが町道を除雪しなければうちから出ていけないわけですので、まずはみんな支え合い、協働のまちづくりという精神の下で、町としてはやはり全ての方々に雪の迷惑、苦勞をかけないというのが一番かもしれませんけれども、やはりそういうことをすることは不可能なわけですので、しっかりと自分たちも負担すると、一緒にまちづくりをしているんだという考えの下にそういった雪等の対策をしていただかないと、全て役場でやれというふうなことについては限界がありますので、ぜひ地域の方々もできる限りそういったことにご協力いただいて、ご理解いただいて、地域の力、共助というふうなものをお願いしていかなければいけないと。それでもやはり先ほど申し上げましたとおり、高齢化等によってできないというふうな場合については、町で最終的にというふうなことにしていかなければいけないんだろうというふうに思います。町の財源が無尽蔵にあるのであればいいんですが、やはりそういったことについては町民の方々からも十分にご協力いただきたいというふうに思いますし、そのことについても議員の皆様方から町民の方々にぜひお話をしていただければというふうに思います。

1番 言っていることは分かりますけれども、例えば家が連なっているので、どうしてもサイドに寄せなければいけないということは重々承知していますけれども、やはり、どこか空き地とか空いた場合の堆雪場所とかを確保しながら、なるだけでも負担軽減になるようにしていただきたいと思いますので、その点よろしくお願ひします。

4番 同じ18ページ、19ページ、土木費の除雪費の中で1号線の話が出ましたけれども、私は3号線のことで。あそこはたしか3号線だと思ったんですけども、民間住宅ができたおかげで民地を活用して、本来なら民間住宅の土地なんですけれども、そこを利用して、町内の方々は車であそこに移動しているわけですね。今年度の除雪体系というか、除雪のやり方を見ていて、あそこは町道だけきちっと除雪する、ロータリーで。あそこはドーザー工区ではないので、ロータリー工区のはずなので。あそこだけ雪を約1メートル近く残していくわけですよ。そうすると、せっかく広くなって交通の便がよくなったにもかかわらず、ロータリーで1回持っていけば済むことをわざわざそこを残して狭くしている状況になっているわけなんですけれども、それはそういう指導の下、そういう除雪をしているのでしょうか。

地域整備課長 民間アパートの前の部分の雪を残している件についてだと思んですけども、それにつきましては、アパートのほうから全部取ってしまうと車がアパートのほうに入ってしまうということで、境部分、アパート側のほうに若干雪を残しているというような状況でございます。以上です。

4番 残しているのは分かったんですけども、アパートを所有している方がここに入ってくるなどというのであれば、これは民地ですから入ることはできないと思うんですけども、そういう業者さんのほうからの話があるのでしょうか。

地域整備課長 私の聞いたところによりますと、業者さんというよりは住んでいる住民の方々からの要望という形のように聞いております。以上です。

4番 そうすると、そこに住んでいる住民の方々がこっちへは入ってこないでほしいという要望だという理解でよろしいのでしょうか。

地域整備課長 そのようなご理解でよろしいかと思います。

議長 ほかにありませんか。

6番 本会議で聞くようなことではないかもしれませんが、先ほど2番議員から保育所の前の雪のことがあったので同じようなことです。最近、保育所に行く機会があるんですが、やはりあそこのあの位置に堆積をされると、車が出入りするのに大変見通しも悪いし邪魔だといいますか、あの雪というのは小学校の敷地内、保育園の敷地内とちょっとよその違った位置に堆積をするということは不可能なんではないでしょうか。昨日もちょっと保育園に行く用事があって、夕方帰るとき、小学生が下校するちょうど同じ時間だったんですね。保育所から車が出ようとすると、雪の山で小学生が歩いてくるのが見えないんですよ。非常に危険だと思いました。そういう面からも、堆積の場所、山にする位置をどこかよそのもうちょっと違う場所に移動できないものかと思っておりましたが、その辺、教育長どうでしょうか。

教育長 私も小学校に行くときがありまして、堆雪の場所等については見通しというふうな観点よりも、駐車場の確保が十分できているのかなというふうなところで毎回見てはいますが、

そういった意味では、通常ですと卒業式、卒園式あたりに駐車場の確保というようなことで排雪しているのが通年のようなんですけれども、今までは。それを、やはり除排雪の軽減というようなことで町でも取り上げているというようなこともあり、さらに、今質問の中で子供たちの登下校の安全確保について、見通しについても確認して、対応できるかどうかも踏まえて検討させていただきたいなというふうに思います。

議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第1号を採決します。議案第1号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数です。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

日程第10 議員派遣の件

議長 日程第10 議員派遣の件についてを議題といたします。

議員派遣の内容については議会事務局長より朗読いたします。

議会事務局長 (朗読、説明省略)

議長 議員の派遣についてご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、議員派遣については原案のとおり決定いたしました。

これで本日の日程は、全て終了いたしました。

会議を閉じます。令和4年第1回舟形町議会臨時会を閉会いたします。

慎重審議、ご苦労さまでした。

午前11時08分 閉会

上記会議の経過を記載し、その相違ないことをここに署名する。

議 長 八 欽 太

署 名 議 員 石 山 和 春

署 名 議 員 奥 山 謙 三